

## 近接工事の間接工事費等の調整要領

隣接して工事を発注する場合及び追加工事を発注する場合には、間接工事費等の調整は原則として行わない。なお、同一業者が近接する工事を受注し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任（監理）技術者を配置する場合の取扱いについては、下記のとおりとする。

### [1] 定義

1) 近接工事とは、隣接（隣接する工事端間距離が陸路100m以内）し、工期が重複する工事をいう。

ただし、既発注工事が契約工期内に完了している場合にあつては、監督・検査確認等申請書の提出日以降は工期の重複率に含めない。

2) 間接工事費等とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。

### [2] 間接工事費等調整を行う工事

県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する工事において、下記のケースとなった場合は、間接工事費等の調整を行うものとする。

・既発注工事の受注者と同一業者が、近接工事を受注し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任（監理）技術者を配置する場合については、間接工事費等の調整を行うものとする。

ただし、（別紙）の工事については、間接工事費等調整を行わない。

### [3] 間接工事費等の調整項目

1) 率計算による間接工事費等は工期の重複率により次のとおりとする。

①重複する工期が現工事工期の70%以上重複する場合

○共通仮設費

○現場管理費

○一般管理費

②重複する工期が現工事工期の70%未満重複する場合

○現場管理費

○一般管理費

2) 積上計上による間接工事費等で、供用、転用できる場合は調整する。

### [4] 間接工事費等の調整方法

1) 調整を行う今回発注工事の、率計上による間接工事費は、既契約工事と今回発注工事を一括発注した場合の間接工事費から、既発注工事の間接工事費を控除した額とし、各費目の調整方法は次による。

(1) 共通仮設費は今回発注工事と既発注工事の直接工事費の合計額から算出した全体共通仮設費額から既発注工事の共通仮設費額を控除した額とする。

- (2) 現場管理費は今回発注工事と既発注工事の純工事費の合計額から算出した全体現場管理費額から既発注工事の現場管理費を控除した額とする。
- (3) 一般管理費は今回発注工事と既発注工事の工事原価の合計額から算出された全体一般管理費額から既発注工事の一般管理費を控除した額とする。
- (4) 上記(1)～(3)により算出された額が、調整前の額より高くなった場合は、調整前の額とする。
- (5) 上記(1)～(3)により算出された額が、負数になる場合は零額とみなし、今回発注工事の間接工事費調整額は計上しない。

2) 既契約工事と今回発注工事を一括発注した場合の間接工事費算出において、工種区分が異なる場合は、主たる工種の率で計算する。(工種区分は各工事標準積算基準書を参照)

3) 旧基準で積算した既発注工事と、改定基準で積算した今回発注工事の間接工事費調整は、既契約工事と今回発注工事を一括発注した場合の間接工事費算出を、主たる工種の改定基準による率で行い、既発注工事の間接工事費算出を、既発注工事の工種の改定基準による率で行う。

※ただし、歩掛や単価については、今回発注工事が発注される時点の既発注工事のものとし、契約補償費については、既発注工事の当初の額とする。

4) 積上計上による間接工事費等について、現場実態により供用、転用が可能な場合は、条件変更として2回目以降に変更する。

なお、施工の実態によっては、既発注工事の変更も行う。

5) 調整の対象となる既契約工事の設計金額は、今回発注工事が発注される時点のものとし、その後既契約工事の設計金額に変更が生じた場合でも、調整対象既契約工事の設計金額の変更は行わない額で調整する。

なお、工期重複率においても同様に、今回発注工事が発注される時点とし、以後既発注工事の工期延長がなされても、工期重複率の変更は行わない。

#### [5] 業者への周知

- 1) 公告附帯資料の条件に「発注機関が同一で工期が重複する近接した工事の受注者と同一業者が落札、契約締結し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任(監理)技術者を配置する場合は、設計変更により間接工事費等の調整を行います。」と明示する。
- 2) 既発注工事の受注者より間接工事費等の調整に関して問い合わせがあった場合は、説明を行う。

#### [6] 前払い金の支払方法

近接工事として、間接工事費等の調整を行う工事については、入札後速やかに間接工事費等の調整(率計上分のみ)の変更契約を行った後、前払い金を支払う。

#### 附則(H11.3.10 企指第695号)

この要領は、平成11年4月1日以降に入札する工事から適用する。

附則（H17.3.11 建設技第1490号）

この要領は、平成17年4月1日以降に入札する工事から適用する。

附則（H27.3.9 建設技第2000号）

この要領は、平成27年4月1日以降に公告する工事から適用する。

附則（H27.10.23 建設技第1103号）

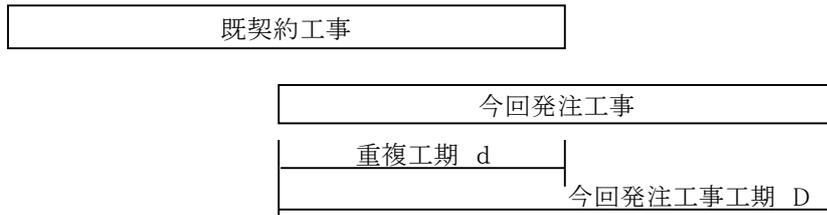
この要領は、平成27年11月1日以降に公告する工事から適用する。

附則（R5.3.27 建設技第3302号）

この要領は、令和5年4月1日以降に公告又は見積依頼する工事に適用する。

## ○ 間接工事費等調整の取扱い

### [1] 工期の重複



○工期の重複率 (%) =  $d / D$

### [2] 発注時における間接工事費等の取扱い

#### 1) 当初から工区を分割して発注する場合 (例)



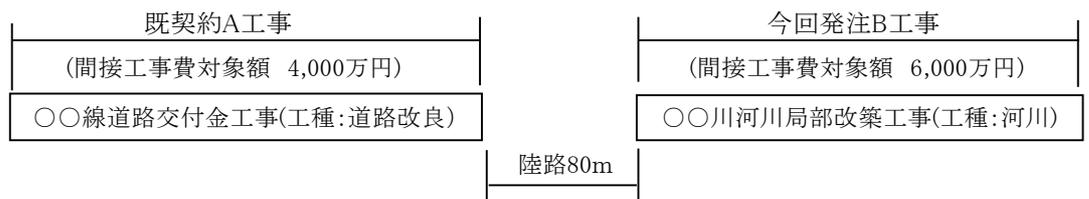
○A、B、C工事の間接工事費等の計算は、各工事の単独の間接工事費率を採用する。

#### 2) 当初発注後に補正予算等で近接工区を追加発注をする場合 (例)



○追加工事の間接工事費等の計算は、追加工事の単独の間接工事費率を採用する。

#### 3) 既に発注された工事に近接して工事を発注する場合 (例)



○今回発注工事の間接工事費等の計算は、今回発注工事の単独の間接工事費率を採用する。

### [3] 近接工事における間接工事費等の調整方法

#### 1) 既契約工事に近接して工事を発注する場合 (前項の2) 及び3) の例)

A工事の施工業者がB工事を受注し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任 (監理) 技術者を配置する場合は、A工事は単独の間接工事費率として、B工事を調整する。

◇B工事の間接工事費等の計算

[ (A工事+B工事) × (A+Bの対象間接工事費等率) ] - (A工事の間接工事費等)  
 ※前項の3) の例では、B工事の間接工事費対象額が大きいため、「河川工事」の間接工事費率により算出する。

2) 既発注工事が繰越工事の場合

前述1)と同様とし、A工事全体の対象額と調整する。

※調整要領 [5] の3) に留意すること。

3) 2工事以上の既契約工事との調整事例

- 同一業者が落札、受注し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任（監理）技術者を配置する場合（工期の重複）

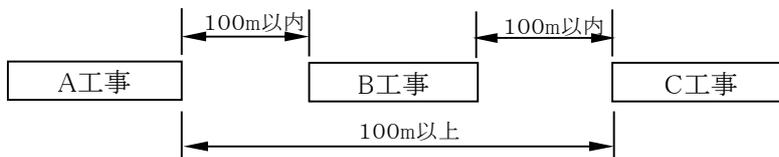


◇調整方法

- ①A工事は調整を行わない。
- ②B工事はA工事を対象に調整する。
- ③C工事はB工事を対象に調整する。

但し、B工事の調整前の金額と調整計算する。

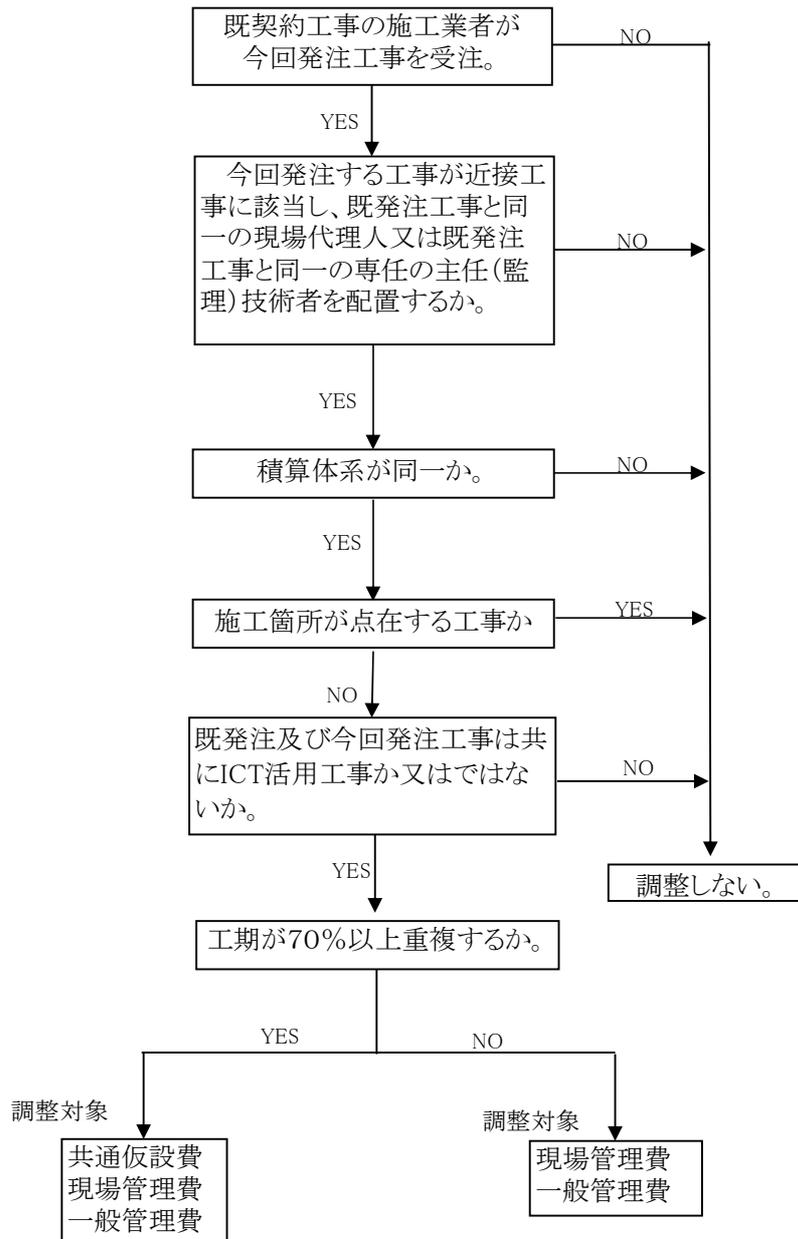
- 同一業者が落札、受注し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任（監理）技術者を配置する場合（近接距離例）



◇調整方法

- ①A工事は調整を行わない。
- ②B工事はA工事を対象に調整する。
- ③C工事の調整は  $(A + B + C) - (A + B')$  で計算する。  
※B' : A工事と調整後のB工事

○ 近接工事間接工事費等の調整フロー



## ○試算例

### (1) 近接工事間接工事費等調整設計額の算出

	既発注工事 ①	今回発注 工事 ②	発注額合計 ①+②=③	一括発注の場合 の設計額 ④	今回発注工事調整 後設計額 ④-①=⑤
直接工事費	60,000,000	40,000,000	100,000,000	100,000,000	40,000,000
共通仮設費(率)	6,150,000	4,264,000	10,414,000	9,760,000	3,610,000
純工事費	66,150,000	44,264,000	110,414,000	109,760,000	43,610,000
現場管理費	17,754,000	12,084,000	29,838,000	28,833,000	11,079,000
工事原価計	83,904,000	56,348,000	140,252,000	138,593,000	54,689,000
①一般管理費(率)	9,414,028	6,575,811	15,989,839	14,774,013	5,359,985
②契約保証費(率)	33,561	22,539	56,100	56,100	22,539
③一般管理費等(計:①+②)	9,447,589	6,598,350	16,045,939	14,830,113	5,382,524
④端数調整額(工事価格万円止め)	-1,589	-6,350	-7,939	-3,113	-1,524
一般管理費等	9,446,000	6,592,000	16,038,000	14,827,000	5,381,000
工事価格計	93,350,000	62,940,000	156,290,000	153,420,000	60,070,000
消費税相当額	7,468,000	5,035,200	12,503,200	12,273,600	4,805,600
工事費計	100,818,000	67,975,200	168,793,200	165,693,600	64,875,600
	単独諸経費	単独諸経費	単独諸経費合計	合算諸経費率	

※④は、①と②の工種が異なる場合、主たる工種(直接工事費の割合が大きい工種)の諸経費率で間接工事費を算出する。  
※契約保証費は、当初契約に係るものであり、当初の額。

### (2) 変更契約額算定方法

	既発注工事		今回発注工事				
	当初設計額 A	当初請負額 A'	当初設計額 B	当初請負額 B'	今回発注工事 調整後設計額 C	変更請負額 C'	変更契約額 B'-C'
工事価格	93,350,000	88,700,000	62,940,000	59,800,000	60,070,000	57,073,000	▲ 2,727,000
消費税相当額	7,468,000	7,096,000	5,035,200	4,784,000	4,805,600	4,565,840	
工事費	100,818,000	95,796,000	67,975,200	64,584,000	64,875,600	61,638,840	▲ 2,945,160
	単独経費		単独経費				第1回変更

#### ◇第1回変更(率計上分のみ変更)

$$\frac{\text{今回工事の当初請負額(税込み)B'}}{\text{今回工事の当初設計額(税込み)B}} \times \text{調整設計額(工事価格)C}$$

$$= (60,070,000 \times 64,584,000) \div 67,975,200$$

$$\doteq 57,073,000 \text{ (千円止め)C'}$$

$$\text{第1回変更請負額} = 57,073,000 \times (1+0.08)$$

$$= 61,638,840$$

	第1回変更済み(率計上分調整)		第2回変更(現場施工)		
	調整設計額 C	変更請負額 C'	調整後 変更設計額 D	変更請負額 D'	変更契約額 D'-C'
工事価格	60,070,000	57,073,000	66,100,000	62,802,000	5,729,000
消費税相当額	4,805,600	4,565,840	5,288,000	5,024,160	458,320
工事費	64,875,600	61,638,840	71,388,000	67,826,160	6,187,320

#### ◇第2回変更(率計上以外の間接工事費及び現場に係る変更)

$$\frac{\text{第1回変更請負額(税込み)C'}}{\text{調整設計額(税込み)C}} \times \text{第2回調整後変更設計額(工事価格)D}$$

$$= (61,638,840 \times 66,100,000) \div 64,875,600$$

$$\doteq 62,802,000 \text{ (千円止め)D'}$$

$$\text{第2回変更請負額} = 62,802,000 \times (1+0.08)$$

$$= 67,826,160$$

※消費税率8%で計算しています。積算時の消費税率で計算して下さい。